

第1条

第2条

第3条 次に掲げる通知の規定中「氏名を記入し、押印する」を「氏名を付記する」に改める。

一

二

三

四

台湾産ポンカン、タンカン、リュウチン種のスイートオレンジ及びびれいしの生果実に関する植物検疫実施細則（昭和55年4月3日付け55農蚕第1357号農蚕園芸局長通達）5（3）ア